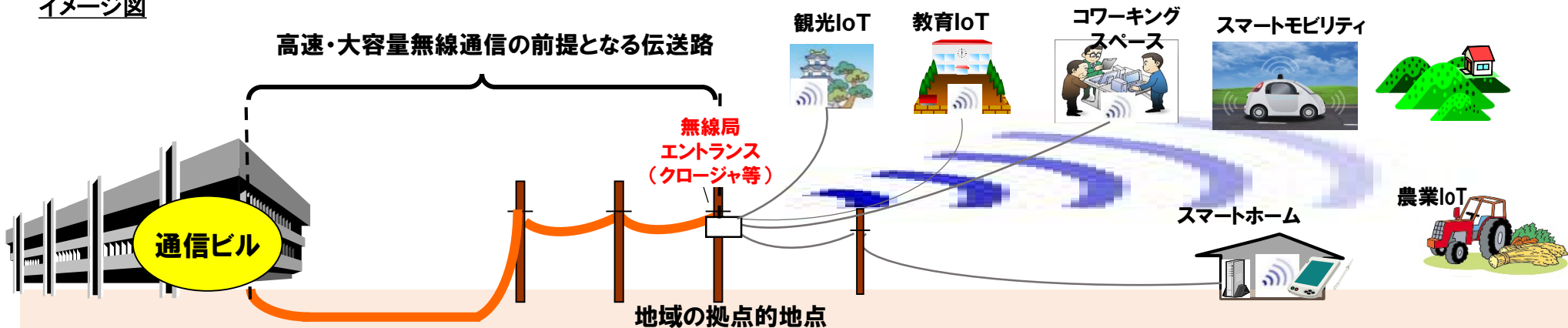


光ファイバ・5 G等の整備促進に向けた国の取組

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

(事業主体) 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

(事業スキーム) 補助事業

(補助対象) 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

(補助率) (自治体が整備する場合)

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

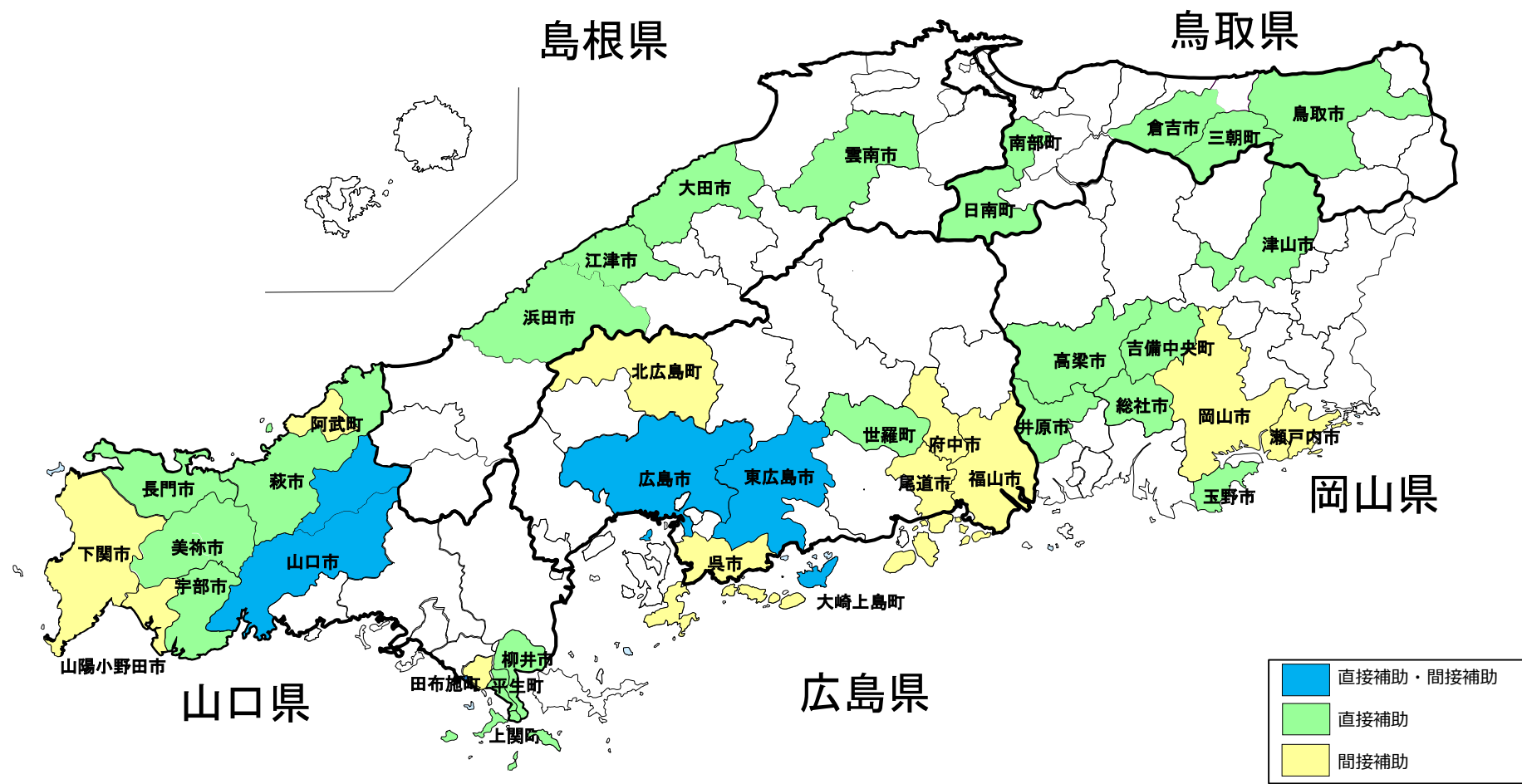
国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

令和4年度予算額 3,683 百万円(令和3年度予算額 3,682百万円)

高度無線環境整備推進事業実績

38市町村域において、61事業(直接補助36/間接補助25)により超高速ブロードバンド整備を支援(令和2年度~令和3年度末現在交付決定分)



携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

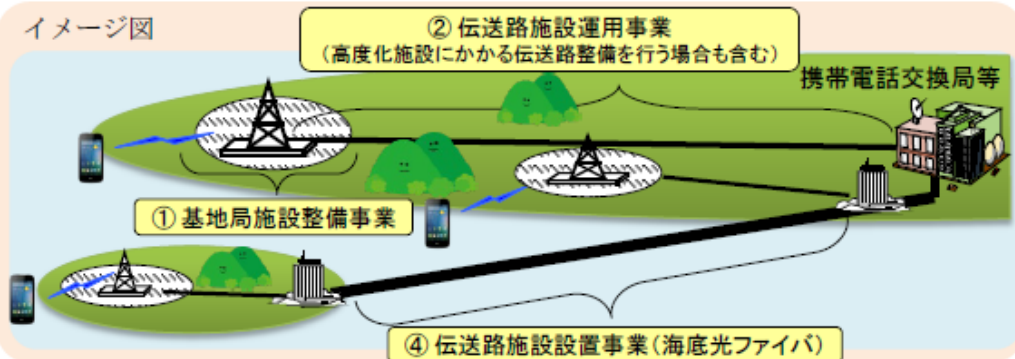
令和4年度予算額 1,500百万円
 令和3年度補正予算額 1,301百万円
 （令和3年度当初予算額 1,514百万円）

施策の概要

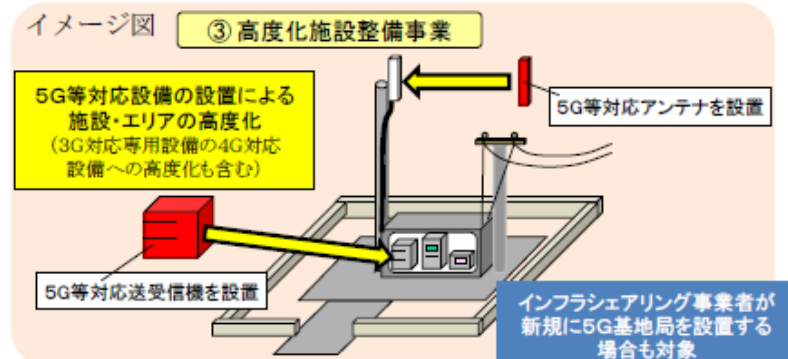
事業名	事業内容	事業主体	補助率
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1社参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村※1 3/10 【複数社参画の場合】 国 2/3 都道府県 2/15 市町村※1 1/5 ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
② 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※2	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
③ 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者 ※2	【1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3※3 離島市町村 1/3 ※3：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

※2、本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

イメージ図



イメージ図



国有財産を活用した5G基地局の整備 (中国財務局・中国総合通信局の連携)

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、デジタル社会の基盤となる5Gの基地局整備の加速化を目指し、中国財務局・中国総合通信局が連携し事業者に対し国有財産である庁舎・宿舍等を5G基地局の設置場所として提供するための、合同説明会を実施するなどの取組を行っている。

【閣議決定抜粋】

ポストコロナの経済構造への転換

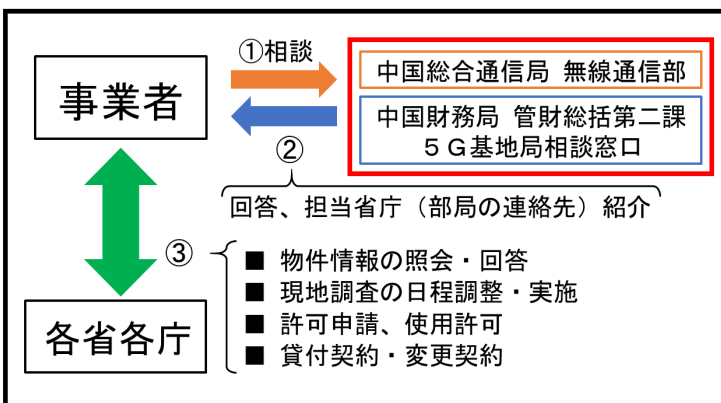
1. デジタル社会の基盤となる5Gの基地局整備加速

○5Gは周波数の特性上、各基地局がカバーできるエリアが小さいことなどから、その全国展開には可能な限り多くの基地局が必要。
(2024年4月までに約21万局を目標)。

⇒ 事業者による基地局整備を後押しするため、庁舎・宿舍等を基地局の設置場所として提供。

〈取組の概要〉

- 令和3年 9月 設置場所として提供可能な国有財産リストを各携帯事業者に情報提供すること等について調整開始
10月 中国総合通信局から各携帯事業者に国有財産リストを提供
(岡山県：174件、広島県：213件、山口県：176件、鳥取県：90件、島根県：154件)
12月～ 中国財務局及び中国総合通信局が合同で各携帯事業者向け説明会（Web）を実施



- 5Gは、人手不足をはじめとする地域の社会課題の解決に資する重要インフラ。自動走行・自動配送、救急搬送の高度化、防災・減災、農業や工場等のスマート化など、その用途は多岐にわたる。
- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方での基地局整備促進に向けた見直しを行った上で適用期限を延長。

改正概要

全国キャリア・ローカル5G免許人



特定高度情報通信技術活用システム導入計画（主務大臣の認定）

全国キャリア・ローカル5G免許人が提出する以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、課税の特例(税額控除等)

<課税の特例の内容>

法人税・所得税 【適用期限：令和6年度末まで】

対象事業者	税額控除		特別償却
全国キャリア	条件不利地域	令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%
	その他地域	令和4年度：9% 令和5年度：5% 令和6年度：3%	
ローカル5G免許人		令和4年度：15% 令和5年度：9% 令和6年度：3%	30%

控除額は当期法人税額の20%を上限。

〔ほかに、ローカル5G免許人については、固定資産税の課税標準を3年間1/2とする特例措置あり。【適用期限：令和5年度末まで】〕

<対象設備>

○全国5G※1、2

- 基地局の無線設備
(屋外に設置する親局・子局)
(注) 開設計画前倒し要件は廃止

○ローカル5G※3

- 基地局の無線設備
- 交換設備
- 伝送路設備(光ファイバを用いたもの)
- 通信モジュール

※1 マルチベンダー化・SA(スタンドアロン)化したものに限る。
 ※2 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る(令和5年度末まで)。
 ※3 先進的なデジタル化の取組に利用されるものに限る。

- 地域の企業等をはじめとする多様な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」について、様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証を行うとともに、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みを構築。

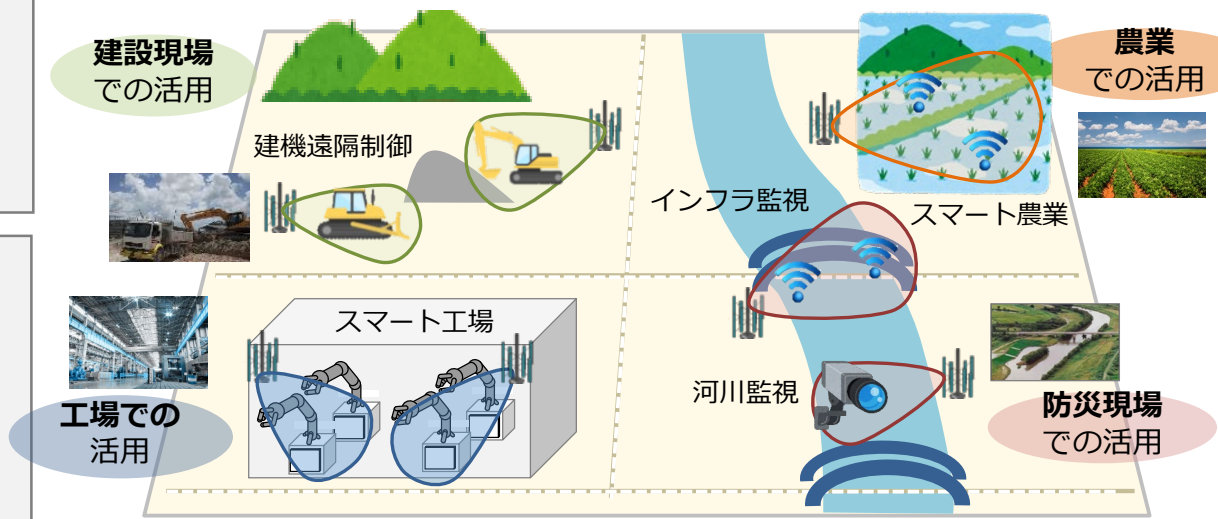
ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御



事業主が工場へ導入
スマートファクトリ



建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用



農家が農業を高度化する
自動農場管理



自治体等が導入
河川等の監視



センサー、4K/8K

(事業主体) 民間企業(通信事業者、ベンダ)、地方自治体、大学等
(事業スキーム) 実証事業(請負)

令和4年度予算額 4,000百万円